

長井市監査委員告示第10号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和7年2月26日

長井市監査委員 梅 津 宏 明

長井市監査委員 勝 見 英一朗

記

1 監査の範囲 令和6年度（令和6年4月～令和7年1月）の
一般会計にかかる財務事務及び関連事務の執行状況

2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和7年2月26日（水）	福祉あんしん課（一般会計） 商工振興課

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は、長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、福祉あんしん課においては、単価契約を行っている委託契約の決裁区分について、市事務決裁規程等に準拠した事務の執行に留意を求めた。